

第2章 子育て・障害のある児童の支援

- 第1節 経済面のサポート
- 第2節 障害や難病がある人の支援
- 第3節 日中の活動を支える
- 第4節 暮らす場所を考える
- 第5節 相談窓口・権利を守る

子育てをする上では、子どもの成長過程に応じて多様な支援が必要です。経済的な面や保育に関する事など、内容によって相談窓口が異なります。

三原市では、子育てに関する情報をまとめた冊子「三原市子育てMyBook」を作成しています。

右のQRコードもしくは、冊子をご希望の方は、子育て支援課または各支所地域振興課へお尋ねください。

世羅・尾道・東広島・竹原のガイド入手方法はコラムでご紹介していません（65頁）。」



三原市子育て
Mybook

第1節 経済面のサポート

安心して子育てを行うためには、医療費の軽減や手当・年金の支給等といった経済的なサポートが必要となってきます。

① 医療費の自己負担を軽減する

1) 乳幼児等医療費助成

医療機関ごとに1日500円（入院は月14日以内、通院は月4日以内、それ以降は無料）を療費が助成される制度です。

利用できる人	中学校卒業まで（15歳到達後、最初の3月31日まで）の児童 （所得制限あり）
窓口	三原市子育て支援課

2) 小児慢性特定疾患の医療費助成

慢性疾患による入院及び通院医療費の自己負担分の一部が助成される制度です。保護者等の所得の状況に応じて、月の自己負担限度額が認定されます。

利用できる人	児童福祉法に基づき厚生労働大臣の指定する 16 疾患群、756 疾患の状態にある 18 歳未満の児童（引き続き治療が必要な場合 20 歳まで）
窓 口	広島県東部保健所 保健課 (尾道市古浜町 26-12 ☎0848-25-4641)



3) 自立支援医療（育成医療）

身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって、確実にその効果が期待できる人に対して、治療費の一部を軽減する制度です。

利用できる人	身体に障害がある、または放置すると将来障害を残すと認められ、手術等で改善が見込まれる 18 歳未満の児童
窓 口	三原市社会福祉課

4) 重度心身障害者（児）医療費

詳しくは第3章を参照してください (72 頁)。

② 手当・年金等

※児童手当は広く知られる制度のため掲載しておりません。

1) 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅の重度心身障害児に対し手当を支給します。(特別児童扶養手当と併給可能です。)

利用できる人	精神または身体に重度の障害がある 20 歳未満の児童 (所得制限あり)
支給額	14,880 円 (令和4年度)
窓 口	三原市社会福祉課



2) 特別児童扶養手当

精神または身体に障害がある児童を扶養する父母等に対し、家庭でその児童を養育するために手当金を支給します。

利用できる人	身体、知的または精神に障害のある 20 歳未満の児童を扶養している父母等
支給額	1 級 - 障害のある児童一人につき月額 52,400 円 (令和4年度) 2 級 - 障害のある児童一人につき月額 39,900 円 (令和4年度) 毎年 4・8・11 月に支給
窓 口	三原市社会福祉課

3) 児童扶養手当

ひとり親家庭の子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当金を支給します。

利用できる人	両親の離婚や、父または母に障害があるなど、ひとり親家庭に近い状態で児童（18歳到達後、最初の3月31日まで（障害児は20歳まで））を養育している人（所得制限あり）		
支給額	児童1人あたりの支給額は以下の通り。ただし、他の公的年金を受給できる場合や、施設等に入所している場合は支給制限あり		
	区 分	全部支給	一部支給
	子どもが1人の場合	43,070円	10,160円～43,060円
	子ども2人目の加算額	10,170円加算	5,090円～10,160円加算
子ども3人目以降の加算額（1人につき）	6,100円加算	3,050円～6,090円加算	
窓 口	三原市子育て支援課		

4) 重症心身障害児福祉年金

知的及び身体に重度の障害を有する障害児の保護者に年金が支給される制度です。

利用できる人	20歳未満で次のいずれかに該当する人を養育している人 ①身体障害者手帳1～3級の児童 ②療育手帳A、A、Bの児童
支給額	月額2,250円（3月・9月 年2回支給）
窓 口	三原市社会福祉課

5) 三原市重度心身障害者介護手当

身体および知的に重度の障害を有する人（5歳～20歳未満）を在宅で常時看護または養育している保護者に支給します。

利用できる人	次のいずれかに該当する人（所得制限あり） ①肢体不自由があり身体障害者手帳1級を持っていて、寝たきり状態にある児童の保護者 ②療育手帳Aの児童を在宅で常時看護・養育している保護者
支給額	月額2,000円（重複障害の場合3,000円）
窓 口	三原市社会福祉課

6) 障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

詳しくは第3章を参照してください（75頁）。

7) 小児慢性特定疾患等治療通院交通費補助事業

市外の医療機関を利用している児童の保護者に対して、通院にかかる交通費を補助する事業です。三原駅から、通院する医療機関の最寄り駅までの在来線、またはその他の公共交通機関の大人料金の片道分が対象となります。

利用できる人	三原市内に住民票があり、小児慢性特定疾患医療受診券及び特定疾患医療受給者証の交付を受けている 18 歳未満の児童を、市外の医療機関に通院させている保護者（所得制限あり）
窓 口	三原市子育て支援課

8) 三原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴がある児童に対して、補聴器購入に要する費用の一部を助成しています。

利用できる人	次のいずれも満たす児童（所得制限あり） <ul style="list-style-type: none"> ・三原市に住民票がある 18 歳未満の人 ・原則として両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上である人 ・身体障害者手帳の交付の対象とならない人
窓 口	三原市社会福祉課
コ メ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金の額 購入費か基準額のいずれか低い額の 3 分の 2（修理は対象外） ●耐用年数 2 回目の助成は、原則として別途定められた耐用年数を経過した場合に限る ●世帯の所得税、所得税制限あり

③ ひとり親家庭への支援

1) ひとり親家庭等医療費助成

医療機関ごとに 1 日 500 円（入院は月 14 日、通院は月 4 日まで、それ以降は無料）を超える医療費を助成します。

利用できる人	18 歳到達後、最初の 3 月 31 日までの児童を養育するひとり親家庭（所得制限あり）
窓 口	三原市子育て支援課

2) 児童扶養手当

詳しくは 50 頁を参照してください。

3) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭の生活の安定と、その児童の福祉を図るために、各種資金を無利子または低利（年1.0%）で貸し付ける制度です。

利用できる人	①20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の親 ②父母のいない20歳未満の児童 ③寡婦
貸付の種類	事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金
窓口	三原市子育て支援課

4) 教育訓練受講料の助成

ひとり親家庭の親が、医療事務やヘルパーなど、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講する際に、受講に要した経費の一部を支給する制度です。

※「事前相談」が必要です。ご注意ください。

利用できる人	母子家庭の母および父子家庭の父
窓口	三原市子育て支援課

5) 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業中の一定の期間に給付金を支給します。

※「事前相談」が必要です。ご注意ください。

利用できる人	児童扶養手当受給中（または同様の所得水準）の父または母
窓口	三原市子育て支援課



第2節 障害や難病がある人の支援

① 障害者手帳の取得

児童が障害者手帳の取得をする場合、身体障害や療育手帳（知的障害）では概ね3歳頃から申請できます。精神障害者保健福祉手帳に年齢制限はありません。

詳しくは第3章を参照してください（84頁）。

② 障害福祉サービス申請の流れ

障害等のある児童は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び、児童福祉法に基づく児童通所支援を利用することで、日常生活におけるさまざまな支援を受けることができます。但し、児童に対する支援の経験は事業所によって異なりますので、事業所一覧（64頁）も参考にしてください。

詳しくは第3章を参照してください（85頁）。

③ 暮らすところで利用するサービス

障害福祉サービスでは、成人とほぼ同様の支援を受けることができます。しかし、事業によっては、三原市に事業所のないものがあったり、訪問入浴サービスは利用できないなど、多少条件が異なる場合もありますので、事前に相談支援事業所へ確認することをおすすめします。

詳しくは第3章を参照してください（87頁）。

④ 出向いて利用するサービス

障害のある児童が自宅から事業所へ通い、遊びや運動などを通して集団生活への適応訓練等を行うことができます。ご利用・お申し込みなどは三原市社会福祉課へお問い合わせ下さい。

1) 児童発達支援 161～165頁

障害のある児童を対象とする通所支援の1つです。児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。

利用できる人	未就学で障害者手帳を所持する児童
窓 口	三原市社会福祉課

2) 医療型児童発達支援

障害のある児童を対象とする通所支援の1つです。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。三原市内には事業所がありません。

利用できる人	未就学の障害児
窓	□ 三原市社会福祉課

3) 放課後等デイサービス 167～171 頁

放課後や長期休暇中においての療育の場です。生活能力向上のための訓練を継続的に提供します。

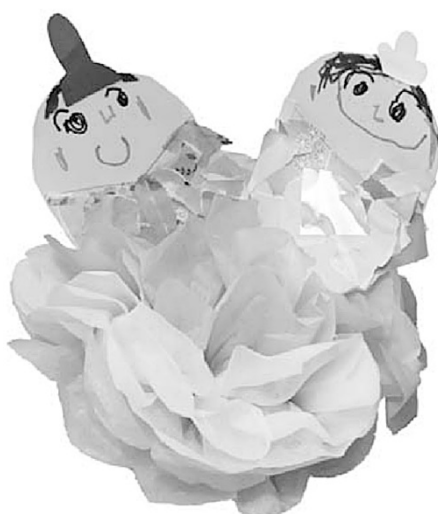
利用できる人	就学しており、手帳を所持する児童・生徒 または医師等の意見書によりサービスの必要性が認められた児童
窓	□ 三原市社会福祉課

4) 保育所等訪問支援

障害のある児童への指導に経験を有する保育士等が施設や学校を訪問し、集団生活への適応の為の専門的な支援等を行います。

利用できる人	保育所のほか、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通う障害のある児童
窓	□ 三原市社会福祉課

名称	住所	電話番号
こども発達支援センター のぞみ	明神 3-16-16	0848-29-7800



⑤ 入所して利用するサービス

障害のある児童が施設等へ入所し、日常生活の指導や自立に向けた訓練を受けられます。事前に県子ども家庭センターの支給決定が必要です。指定施設または社会福祉課へご相談下さい。

1) 福祉型障害児入所施設

18歳未満の障害のある児童が入所し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設です。

利用できる人	事前に県子ども家庭センターの支給決定を受けた、18歳未満の障害のある児童（主に知的障害のある児童）
窓 口	指定施設、指定医療機関（三原市の最寄りでは竹原市に1箇所、東広島市に1箇所、福山市に2箇所の当該施設あり）

2) 医療型障害児入所施設

18歳未満の障害のある児童が入所し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。（従来の重症心身障害児施設、肢体不自由児施設）

利用できる人	事前に県子ども家庭センターの支給決定を受けた、18歳未満の障害のある児童（重症心身障害児、肢体不自由児）
窓 口	指定施設、指定医療機関（三原市の最寄りでは東広島市に1箇所、福山市に1箇所の当該施設あり）

⑥ 暮らしを豊かにする用具

障害のある児童の身体機能を保管・代替する用具について、購入または修理費用の補助を受けることができます。

詳しくは第3章を参照してください（91頁）




第3節 日中の活動を支える

仕事などで保護者が日中不在となる家庭に対するサポートとして、児童の健全な育成のために、保育や遊び場の提供、育児の手助け等を行います。また、子育てや就学の心配事を相談することもできます。

① 就学支援

1) 特別支援教育

特別な支援を要する全ての幼児児童生徒を対象とします。窓口は三原市教育委員会（☎0848-67-6155）となりますが、在籍している学校の担任等にまずは相談してください。

特別支援学校	県立学校（幼稚部*・小学部・中学部・高等部） ※学校により設置有無あり県内に17校あり、区域割がある （三原市の場合） 知的障害の場合：三原特別支援学校 肢体不自由の場合：福山特別支援学校 ※その他の障害種別については別途相談	 広島県内特別支援学校
特別支援学級	市立小・中学校内に設置 ※幼稚園については設置がない	
通常の学級	通級指導教室の利用（市内7校） 特別支援介助員（日常生活の介助等）	

② 遊び場・交流等

1) 放課後児童クラブ

授業終了後や長期休業中に児童厚生施設等の施設を利用して、遊びや生活の場を提供します。



2) 児童館「ラフラフ」

児童福祉施設の1つで、児童に健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする施設です。令和2年8月にオープンした新しい施設で、18歳未満の子どもと保護者であれば予約不要で気軽に利用できます。

住所・電話番号	開館時間	休館日
城町1-2-1 ペアシティ三原西館2階 ☎0848-67-1123	10時～19時	火曜日 お盆 年末年始

3) 児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。

詳しくは第5章を参照してください (289 頁)。

4) 地域子育て支援サロン

地域のボランティアにより運営され、自由遊びや手遊び、リズム遊び、季節ごとの創作活動、高齢者との交流や食育、保護者同士の情報交換等を行います。

詳しくは第5章を参照してください (285 頁)。

③ 保育

1) 認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育の提供を行います。

利用できる人	(1) 保育利用 仕事や病気などで家庭での保育が困難な0歳から就学前の子ども (2) 教育利用 保護者の就労の有無に関わらず市内に在住している3歳から就学前の子ども
窓口	三原市児童保育課 (私立認定こども園の教育利用は各認定こども園)

幼保連携型【公立】

認定こども園名	住所・電話番号	利用区分	定員	対象年齢	保育時間	延長保育
久井認定こども園	久井町坂井原 3024 ☎0847-32-6888	保育 (月～土曜)	90	6か月～	7:30～18:00	～19:00
		教育 (月～金曜)	50	3歳～	8:30～14:00	～18:00
大和認定こども園	大和町下徳良 697-2 ☎0847-35-1160	保育 (月～土曜)	135	6か月～	7:30～18:00	～19:00
		教育 (月～金曜)	50	3歳～	8:30～14:00	～18:00

幼保連携型【私立】

認定こども園名	住所・電話番号	利用区分	定員	対象年齢	保育時間	延長保育
認定けいこうこども園	本町 3-26-1 ☎0848-64-6711	保育 (月～土曜)	90	3か月～	7:00～18:00	～19:30
		教育 (月～金曜)	15	3歳～	8:30～14:00	～18:00
認定あやめが丘こども園	沼田西町惣定 66-308 ☎0848-66-5455	保育 (月～土曜)	80	3か月～	7:00～18:00	～19:00
		教育 (月～金曜)	10	3歳～	8:30～14:30	～18:00
愛育認定こども園	本郷南 3-4-7 ☎0848-60-6939	保育 (月～土曜)	90	3か月～	7:00～18:00	～19:00
		教育 (月～金曜)	20	3歳～	8:30～14:00	～18:00
こうばい 紅梅認定こども園	西野 5-2-8 ☎0848-62-7039	保育 (月～土曜)	150	8週～	7:00～18:00	～19:00
		教育 (月～金曜)	15	3歳～	8:30～14:00	～18:00
さくらこども園	宮浦 6-21-12 ☎0848-63-2477	保育 (月～土曜)	100	9週～	7:00～18:00	～19:00
		教育 (月～金曜)	15	3歳～	8:30～14:00	～18:00

認定こども園名	住所・電話番号	利用区分	定員	対象年齢	保育時間	延長保育
あんず認定こども園	幸崎能地 7-28-18 ☎0848-69-1641	保育（月～土曜）	40	生後57日～	7:00～18:00	～19:30
		教育（月～金曜）	5	3歳～	8:30～14:00	～17:30
愛光園	館町 2-2-12 ☎0848-62-5624	保育（月～土曜）	75	4か月～	7:00～18:00	～19:00
		教育（月～金曜）	10	3歳～	8:30～13:00	～18:00
さんさんまりんこども園	港町 3-6-29 (サンライズマリノ瀬戸1・2F) ☎0848-81-0133	保育（月～土曜）	80	4か月～	7:00～18:00	～19:30
		教育（月～金曜）	10	3歳～	8:30～14:00	～18:00

幼稚園型【私立】

認定こども園名	住所・電話番号	利用区分	定員	対象年齢	保育時間	延長保育
認定こども園 月見幼稚園	西町 2-7-9 ☎0848-62-2501	保育（月～金曜、 第1・3・5土曜）	95	6か月～	8:00～19:00	7:30～ 8:00
		教育（月～金曜）	135	満3歳～	9:00～13:30	～19:00

2) 保育所

保護者が毎日の仕事や病気等の為に、家庭で保育ができない0歳から就学前の子どもを保育します。

利用できる人	0歳から就学前までの子ども
窓口	三原市児童保育課

【公立】

保育所名	住所	電話番号	定員	対象年齢	保育時間	延長保育
円一保育所	円一町 2-7-3	☎0848-62-1565	180	6か月～	7:30～ 18:00	無
糸崎保育所	糸崎 3-5-1	☎0848-62-4397	45			
幸崎保育所	幸崎能地 3-14-1	☎0848-69-0109	45			
中之町保育所	中之町 1-4-12	☎0848-64-0838	70			
高坂保育所	高坂町真良 2153	☎0848-66-3760	30			
長谷保育所	長谷 1-5-21	☎0848-66-2347	60			
宗郷保育所	宗郷 4-8-19	☎0848-64-4660	70		7:00～ 18:00	～19:00
本郷保育所	本郷南 5-8-1	☎0848-86-3302	100			
本郷ひまわり保育所	下北方 1-8-1	☎0848-86-5512	120			

【私立】

保育所名	住所	電話番号	定員	対象年齢	保育時間	延長保育
みこころ 聖心保育園	東町 3-13-6	☎0848-63-6200	110	4か月～	7:00～ 18:00	～19:00
あさかぜ保育園	沼田東町片島 249-3	☎0848-60-9188	80	生後9週～		～19:30
さんさんみなと 保育園	港町 1-6-6 コウサキビル 2F	☎0848-63-3839	64	4か月～		～19:30

3) 地域型保育事業

①少人数（定員6～19人）を対象とした「小規模保育」、②従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する「事業所内保育」があります。

種別	事業所名	住所・電話番号	定員	対象年齢	保育時間	延長保育
小規模 保育事業	子どもサロン ドレミ園	皆実 1-21-15 ☎0848-36-6466	19	生後 60 日～ 3 歳になった年度末	7:30～ 18:00	～19:00
	なかよし保育園	明神 3-5-1 ☎0848-38-2263	12	3 か月～ 3 歳になった年度末	7:00～ 18:00	～19:00
	子どもサロン 駅前ドレミ園	城町 1-1-11 ☎0848-36-5166	19	生後 60 日～ 3 歳になった年度末	7:30～ 18:30	～19:30
	さんさんぽと 保育園	城町 1-3-2 ☎0848-38-9810	19	生後 4 か月～ 3 歳になった年度末	7:00～ 18:00	～19:30
事業所内 保育事業	りんくう保育園	本郷町善入寺用倉山 10064-190 ☎0848-86-9020	地域 枠 6	生後 57 日～ 3 歳になった年度末	7:00～ 18:00	
	りじん保育園	皆美 4-6-27 ☎0848-36-5624	地域 枠 10	生後 57 日～ 3 歳になった年度末	7:00～ 18:00	～20:00

4) 特別保育

①一時預かり事業

保育所による保育を日常的には必要としない保護者とその児童を対象として、保護者の疾病や災害、また育児の心理的・身体的負担により保育を必要とする場合に一時的に保育を提供する事業です。

施設名 電話番号	対象年齢	保育時間	土曜日 の利用	利用時間（1回あたり）		
				区分	3歳以上	3歳未満
本郷ひまわり保育所 ☎0848-86-5512	6か月以上	8:30～18:00	不可	1日利用 半日利用	1,800円 750円	2,400円 1,000円
久井認定こども園 ☎0847-32-6888						
大和認定こども園 ☎0847-35-1160						
聖心保育園 ☎0848-63-6200	1歳以上	8:30～17:00	不可	1日利用	2,000円	2,500円 ※さくら 2,500円～ 3,000円
さくらこども園 ☎0848-63-2477	6か月以上					
紅梅認定こども園 ☎0848-62-7039	1歳以上	8:30～17:30	12:30 まで	半日利用	1,000円	1,250円 ※さくら 1,300円～ 1,500円
認定あやめが丘こども園 ☎0848-66-5455		8:30～17:00	不可			
愛育認定こども園 ☎0848-60-6939	6か月以上	8:30～18:00	不可	1日利用 半日利用	2,000円 1,200円	2,500円 1,500円
あんず認定こども園 ☎0848-69-1641		8:30～17:00				

※日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、お盆（8月13日～15日）は利用できません。

※利用の上限は1か月あたり1人14日です。

②休日保育

日曜や祝日に、保育認定を受けた就学前の子どもを一時的に保護者に代わって保育します。

施設名	住所・電話番号	対象年齢	保育時間	利用料金（1回あたり）
愛光園	館町 2-2-12 ☎0848-62-5624	6か月から	8:00～ 17:30	3歳未満 2,500円 3歳以上 2,000円

※年末年始（12月30日～1月3日）は利用不可

※給食費 500円が別途必要

※初回のみ登録料 1,000円が必要

③病児保育

病気の回復期にはないが、症状の急変が認められない子どもを、一時的に保護者に代わって保育します。児童保育課で事前登録が必要です。

施設名	電話番号	対象年齢	保育時間	利用料金（一回あたり）
三原市病児保育室 （円一保育所併設）	0848-61-0321 （木原こどもクリニック）	6か月から小学 校6年生まで	月～金曜 8:30～18:00 土曜 8:30～12:30	月～金曜 2,000円 土曜 1,500円

※日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）等、クリニックの休診日は利用不可

※給食はない

④病後児保育

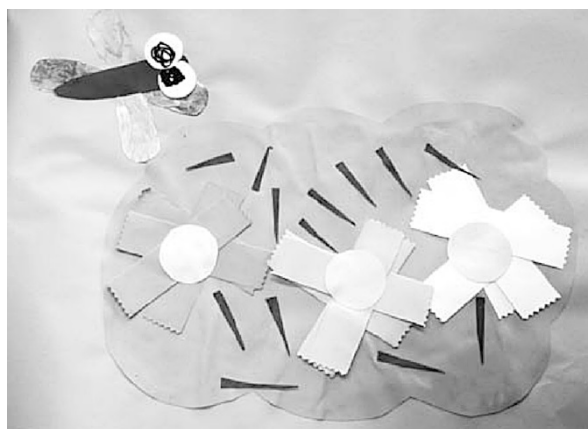
病気の安定期または回復期にある子どもが、一時的に利用できます。

施設名	住所・電話番号	対象年齢	保育時間	利用料金（一回あたり）
愛光園	館町 2-2-12 ☎0848-62-5624	6か月から 小学校6年生まで	8:00～17:30	2,000円

※日曜、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）は利用不可

※給食費 500円が別途必要

※初回のみ登録料 1,000円が必要



5) ファミリー・サポート・センター

提供会員と依頼会員が互いに助け合う有償ボランティア事業です。

利用できる人	地域において援助を行いたい提供会員と援助を受けたい依頼会員
窓 口	児童館「ラフラフ」又は三原市子育て支援課

会員になれる人	<p><u>依頼会員</u> 生後6か月から小学校6年生までの児童の保護者で、市内に住んでいる人又は勤務している人</p> <p><u>提供会員</u> 市内に住んでいる20歳以上の健康な人で、援助活動に理解と熱意のある人</p> <p><u>両方会員</u> 依頼会員と提供会員の両方に登録したい人</p>
援助内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園、学校等への送迎やその前後の一時預かり ・ 保護者に急用ができたとき等の一時預かり ・ 保護者が外出する場合等の一時預かり ・ その他会員の子育てに必要な援助（送迎・一時預かり） <p>※ 預かりの援助は、原則として提供会員の自宅又は児童館「ラフラフ」等の公共施設で行う</p>
利用料金	<p>平日7時から19時まで：1時間あたり600円</p> <p>上記以外の時間帯：1時間あたり700円</p> <p>※ 料金は、援助活動が終わった後、依頼会員から提供会員へ直接支払う。 なお、食事代、おやつ代等は実費負担</p>

第4節 暮らす場所を考える

さまざまな理由により自宅で生活することが困難な人が入所し、生活することが出来ます。施設によっては三原市にないものもあります。

1) 乳児院

様々な理由により家庭で養育できない状況にある乳児を養育する施設です。

利用できる人	1歳未満の乳児
--------	---------

施設名	住 所	電話番号	定 員
広島乳児院	広島市東区尾長西2-8-1	082-261-1356	29
福山乳児院	福山市瀬戸町地頭分2504-2	084-951-8459	30

2) 児童養護施設

様々な理由により家庭で養育できない状況にある児童を養育する施設です。また、退所した人に対する相談やその他自立の為の支援を行います。

利用できる人	1歳～18歳までの児童		
施設名	住所	電話番号	定員
子供の家三美園	尾道市美ノ郷町三成 372	0848-48-0045	70
こぶしヶ丘学園	福山市加茂町下加茂 899	084-972-5811	66
福山ルンビニ園	福山市加茂北山 176-12	084-972-8004	36

3) 児童自立支援施設

不良行為（喫煙、飲酒、犯罪等）をしたり行う恐れがある児童や、家庭環境等の理由により生活指導等が必要な児童の自立支援を目的とした施設です。退所した人に対する相談や自立に必要な支援も行います。

利用できる人	不良行為（喫煙、飲酒、犯罪等）を行う恐れや生活指導等が必要な児童
窓口	広島県立広島学園（東広島市八本松町原 10844、☎082-429-0351）

4) 母子生活支援施設

単なる住居の提供にとどまらず、生活指導、就労支援や施設内保育の実施等を通じて、その生活を支援する施設です。施設を退所した人に対しても相談や援助が行われます。

利用できる人	配偶者のない女性（またはこれに準ずる事情に当たる女性）とその子ども	
窓口	三原市子育て支援課	
施設名	住所	電話番号
サン・ロータス皆実	三原市皆実 4-9-5	0848-38-2245

コラム

母子生活支援施設

母子生活支援施設への入所を希望する母子家庭の事情は様々です。配偶者のDVからの退避や経済的な問題を抱える家庭、離婚をせざる得ない状況だけれど、身を寄せる親族も居ない家庭など、相談は尽きません。しかし、将来への展望を胸に、自立に向けて努力する姿勢はどの世帯にも共通する姿だと感じます。離婚が成立していない場合でも緊急性が高い場合は利用することができます。一人で悩まず、ご相談ください。

第5節 相談窓口・権利を守る

① 育児や発育の相談

1) 三原市子育て世代包括支援センター「すくすく」

妊娠期から子育て期までの妊産婦さんやご家族のさまざまな相談に応じます。

例えば、妊娠したが誰にも相談できず悩んでいる、子育てがしんどい等利用される方のニーズに応じて、家庭訪問・健康教育・相談・サービスの調整等を行い、安心して妊娠・出産・子育てが行えるよう、保健師や助産師等の専門職がサポートします。

また、子どもの虐待に関する相談にも応じます。

あなたの周りに「虐待を受けたと思われる子ども」「虐待の疑いがある家庭」を見つけた時はお電話ください。24時間対応しています。さまざまなストレスや不安がきっかけになり虐待をしてしまうことは決して特別なことではありません。気になるケースがありましたら、まずはご相談ください。

窓 口	港町 3-5-1 ☎0848-67-6217
-----	------------------------

2) こどもとお母さんの健康（三原市保健福祉課）

妊娠・出産に関すること、子育て、予防接種に関すること等について、相談・家庭訪問・電話で対応します。

名 称	住 所	電話番号
三原市保健福祉課	港町 3-5-1	0848-67-6061
本郷保健福祉センター	本郷南 5-23-1	0848-86-3609
久井保健福祉センター	久井町和草 1906-1	0847-32-8551
大和保健福祉センター	大和町和木 1538-1	0847-34-0960

3) 未就学児の子育てに関すること（地域子育て支援センター）

保育所等に通っていない子どもと保護者の集いの場です。

名 称	住 所	電話番号	オンラインおしゃべり広場
円一保育所	円一町 2-7-3	0848-62-1565	○
本郷ひまわり保育所	下北方 1-8-1	0848-86-5513	○
紅梅認定こども園（のぞみ）	西野 3-8-18	0848-62-7123	
さくらこども園（チェリッシュ）	宮浦 6-21-28	080-8246-7821	
あさかぜ保育園	沼田東町片島 249-3	0848-60-9288	
認定あやめが丘こども園	沼田西町惣定 66-308	0848-66-5455	
さんさんまりんこども園	港町 3-6-29 サンライズマリン瀬戸 10F	0848-61-2363	
久井認定こども園	久井町坂井原 3024	0847-32-6888	○
大和認定こども園	大和町下徳良 697-2	0847-35-1161	○
愛育認定こども園（あいびつぴ）	本郷南 3-4-7	0848-60-6939	
あんず認定こども園	幸崎能地 7-28-18	0848-69-1641	
三原市子育てサポート ステーション Sunny	城町 2-13-1 イオン三原店 1階	0848-63-7730	

4) 電話相談

名 称	電話番号	内 容
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189	地域を所管する児童相談所へ自動的に繋がる
子ども何でもダイヤル	082-255-1181	18歳未満の子どもに関する相談を受け付けている

5) 子ども発達総合相談室（三原市保健福祉課）

発達に関する専門相談・発達検査を行い、関わり方への助言や、必要に応じて関係機関の紹介等を行います。

利用できる人	18歳までの発達について気がかりなことがあるお子さんとその保護者
窓 口	三原市保健福祉課（城町 1-2-1 ☎0848-67-6061）

6) 障害に関すること

①市内の事業所（障害児相談支援事業所一覧）

名 称	住 所	電話番号
障害者生活支援センター ドリームキャッチャー	城町 1-2-1 総合保健福祉センター内	0848-63-3319
地域生活支援センター さ・ポート	港町 3-19-6	0848-62-1736
障害者相談支援センター タクト	本郷北 3-4-5	0848-86-2188
Piano ² 相談支援事業所	宮浦 3-6-2	0848-67-1528
きぼう相談支援事業所	明神 1-18-1	0848-63-4563
NPO法人 けんけん・ぱ	円一町 3-10-3	0848-61-5538
相談支援事業所 くるみ	大和町大草 9061	080-4551-3892
相談支援事業所 のぶき	本郷町南方 21134-1	080-4558-1845
のぞみ相談支援事業所	明神 3-16-16	0848-29-7800
相談支援事業所かえで	宮浦 4-10-10	080-8243-0866
アップル介護サービス相談支援事業所	本町 1-7-32	0848-36-5544

②発達障害に関する広域の機関

県立広島大学附属診療センター

診断・リハビリテーション・発達や対応方法の相談等を行います。

利用できる人	概ね中学生までの児童
窓 口	県立広島大学附属診療センター（学園町 1-1 ☎0848-60-1132）
コ メ ン ト	初めて利用する場合は、紹介状が必要

こども発達支援センター

相談や診察、訓練などの医療的支援を行います。一定期間の支援を行った後に、三原市において継続的な支援が行えるよう、保育所・幼稚園等と連携を図ります。

利用できる人	就学前の発達が気になる児童とその保護者
窓口	福山市三吉町南二丁目 11-22（福山すこやかセンター内） ☎084-928-1351
コメント	利用するためには、三原市保健福祉課への事前相談が必要。 福山市、尾道市、三原市、府中市、神石高原町、世羅町、笠岡市、井原市により運営されています。

広島県発達障害者支援センター

発達障害のある人の日常生活での気づきや悩みに対する相談に応じ、福祉サービス情報の提供や、必要に応じて医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関への紹介を行います。

利用できる人	発達障害のある人、その家族
窓口	東広島市西条町西条 414-31（☎082-490-3455）
コメント	県内全域（広島市を除く）を対象としており、相談件数が多い現状です。

コラム

子育て情報（三原近郊エリアの一覧）

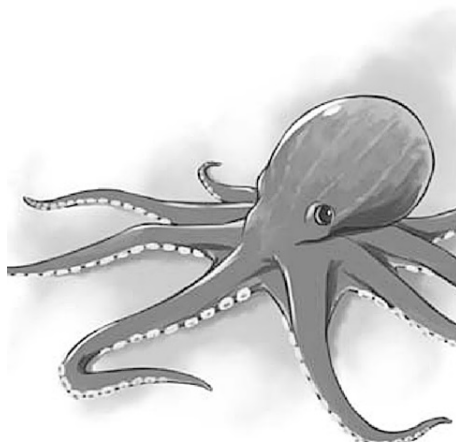
近隣市町の子育てガイドブックにリンクします。年度が替わっても、QRコードのリンク先は最新情報に保たれるよう更新します。

三原市	尾道市	世羅町	竹原市	東広島市
三原市子育て Mybook	子育て応援ガイドブック	世羅町子育てハンドブック	たけはらこそだてはてなぶっく	東広島子育てガイドブック
				
				
三原市子育て Mybook	子育て応援ガイドブック	世羅町子育てハンドブック	たけはらこそだてはてなぶっく	東広島子育てガイドブック

② 児童虐待を発見したとき

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、市町村、児童相談所に通告しなければならないこととされています。通告を受けた市や、児童相談所では、虐待から子どもを守るとともに、子育てに悩む家庭を支援します。

内 容	18歳未満の子どもに対し、保護者が以下の行為をすることを児童虐待と定義し、禁止している
虐待の種類	身体的虐待 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、縄などにより一室に拘束する など
	性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
	ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、酷く不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
	心理的虐待 言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（ドメスティックバイオレンス：DV） など
窓 口	保健福祉課 ☎0848-67-6217 （三原市子育て世代包括支援センターすくすく ☎0848-67-6217） 虐待通告専用ダイヤル ☎0848-67-6088 広島県東部こども家庭センター ☎084-951-2340
コ メ ン ト	結果的に虐待ではなかったとしても、通告したことで罰せられることはありません。誰が通告したのかも守秘義務によって守られます。なお、この場合の通告義務は守秘義務に優先します。 虐待のおそれがあれば、児童相談所長は児童を一時保護することができます。また、児童虐待のおそれがあるときには、立入調査を行うことができ、一時保護や立入調査を行う際に、必要があると認められる場合には児童相談所長は警察に援助を求めることができます。
根 拠 法	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）



③ ヤングケアラーかなと思ったら

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる18歳未満の子ども」のことをいいます。

これによって学業に遅れが出たり、進学や就職を諦めざるを得なくなったりする等の問題が出ています。

ヤングケアラーに関する相談先

1) 三原市役所の相談先

相談の内容 (ケアの内容等)	担当課	連絡先等
子どもや子育てに関する相談 (幼いきょうだい等のケア)	子育て世代包括支援センター 「すくすく」	☎0848-67-6217 【メール相談あり】
	子育て支援課子育て支援係	☎0848-67-6045
高齢者に関する相談 (高齢者等のケア)	高齢者福祉課地域福祉係	☎0848-67-6055
障害福祉サービスに関する相談 (障害者等のケア)	社会福祉課障害者福祉係	☎0848-67-6060
家庭の経済問題や生活困窮に関する相談	自立相談支援センターみはら	☎0848-67-4568

2) 国等の相談先

・ 児童相談所相談専用ダイヤル

児童相談所は、都道府県、指定都市等が設置する機関で、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。虐待の相談以外にも子どもの福祉に関する様々な相談を受け付けています。(64頁)

・ 24時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省)

いじめやその他の子供のSOS全般について、子供や保護者などが夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる、全国共通のダイヤルです。都道府県及び指定都市教育委員会などによって運営されています。

電話番号：0120-0-78310 (なやみいおう) (フリーダイヤル) ※通話料無料
受付時間：24時間受付 (年中無休)

・ 子どもの人権110番 (法務省)

「いじめ」や虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。

電話番号：0120-007-110 ※通話料無料

受付時間：平日8時30分～17時15分 土・日・祝日・年末年始は休み